

# 国民健康保険料減免要件の簡易フロー図（新型コロナウイルス感染症関係）

以下の保険料減免は、本組合の組合員資格がある期間のみ対象。  
簡易的にまとめたものですので詳細は支部事務所へお問い合わせ下さい。

